
第1章 計画策定にあたっての基本事項

第1節 計画策定の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第1条の2に障害者総合支援法の基本理念として「(略) 全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会においてほかの人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的におこなわれなければならない。」と規定されています。

また、障害者総合支援法第88条には「市町村は、基本指針^{★1}に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」と規定されています。

加えて、平成28年5月に改正された児童福祉法では、第33条の20に「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」と規定されています。

これらの規定に基づき、障がいをもつ方が八雲町で安心して暮らすことができるよう、サービスや支援の体制を整備する方針を定めるとともに、定めた方針に沿って施策を実施するため、計画を策定します。

★1 「障害福祉サービスおよび相談支援並びに市町村および都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のこと。国はこの基本指針により、市町村および都道府県が障害福祉計画に盛り込むべき項目や成果目標、計画期間などを示している。

第2節 計画の策定方法

第5期八雲町障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、第1期八雲町障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。これらの第5期八雲町障害福祉計画および第1期八雲町障害児福祉計画（以下「本計画」という。）は、基本理念を共有することや、障害福祉計画に盛り込む施策の一部は障がい児が利用することも可能となっていることから、一体的に策定します。

他の計画との関係については、図1-1のとおりですが、特に本計画の上位計画にあたる「第3次八雲町障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、本計画は、障害者計画に定める各分野の施策のうち、生活支援についての実施計画としての性格を有するものです。

本計画に盛り込む項目については、平成29年3月31日に厚生労働省が示した基本指針に基づき、本計画の期間を平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、本計画の対象者は、障害者総合支援法第4条に基づき身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、難病等患者、障がい児とします。

図1-1 八雲町が策定する他の計画と本計画の関係

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
				新八雲町総合計画						
	第1次八雲町障害者計画					第2次八雲町障害者計画				
		第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画		

H27	H28	H29	H30	H31	H32
新八雲町総合計画			第2期八雲町総合計画（予定）		
第3次八雲町障害者計画					
第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
			第1期障害児福祉計画		
八雲町子ども・子育て支援事業計画					

第3節 基本理念

平成 26 年 1 月に日本が批准した障害者の権利に関する条約第 1 条では、「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。(略)」とあります。

また、障害者基本法第 1 条では、「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため(略)」と規定されています。

これらの理念に基づき、第 3 次八雲町障害者計画と第 4 期八雲町障害福祉計画の基本理念は次のとおり定めており、本計画においてもこの理念を継承することとし、この理念に沿って計画を策定します。

基本理念

- 差別や偏見がなく誰もが平等に共にいきるまち
- 安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち
- 社会の一員として自立し成長できるまち

第2章 八雲町における障がい福祉の現状

第1節 八雲町における障がい者等の状況

1. 身体障がい

身体障がいは、手足や体幹、目、耳、内臓などが無いまたは機能しない状態を言います。具体的には、視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由（手・指・足・脚・体幹・股関節の障害）、心臓・じん臓又は呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害となります（詳細は、43～47ページに掲載しています）。

八雲町の身体障害者手帳所持者数は、約 1,100 人前後で推移しています（表 2 - 1）。

2. 知的障がい

知的障がいは、知能指数が低いことを指しますが、知的障がい者に交付される療育手帳の交付要件として具体的な知能指数は定められていません。知能指数だけではなく、日常生活や社会生活などの能力を総合的に判断し、療育手帳の交付が決定されます（詳細は、48ページに掲載しています）。

八雲町の療育手帳所持者数は、約 200 人前後で推移しています（表 2 - 1）。

表 2 - 1 八雲町における障がい者数の推移

(単位：人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
身体障がい者	1,138	1,112	1,147	1,096	1,206	1,033
知的障がい者	176	186	200	210	200	202
精神障がい者	79	83	90	105	104	119
難病等患者	177	175	169	143	170	177
合計	1,570	1,556	1,606	1,554	1,680	1,531
八雲町の人口	18,514	18,286	18,005	17,673	17,382	17,153
比率	8.5%	8.5%	8.9%	8.8%	9.7%	8.9%

※身体・知的・精神障がい者の人数は、それぞれの手帳所持者数。難病等患者の人数は、特定疾患医療受給者および小児慢性特定疾患医療受給者の合計。

※各年度末現在

3. 精神障がい

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、精神障がい者を「統合失調症^{★1}、精神作用物質^{★2}による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質^{★3}その他の精神疾患を有する者」と定義しています。このうち「その他の精神疾患」には、そううつ病^{★4}、てんかん^{★5}、認知症^{★6}、器質精神病^{★7}などが含まれます（詳細は、48～50ページに掲載しています）。

八雲町の精神障害者保健福祉手帳所持者は、100人を超えており、増加傾向にあります（表2-1）。

4. 難病

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過が慢性に渡り、生活面において長期に支障をきたす疾病を言います。平成25年4月の障害者総合支援法の施行により「障害者」の定義に難病が加わり、難病患者も障害福祉サービスを利用できるようになりました。対象となる疾病は、厚生労働省が定めており、現在は358種類の疾病が難病に指定されています（51～56ページに掲載）。

難病の診断を受けたとしても障がい者手帳が発行されるわけではありませんが、北海道が特定疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証を発行した数によりその人数を把握することができます。

八雲町の難病患者は170人前後おり、大きな増減なく推移しています（表2-1）。

5. 発達障がい

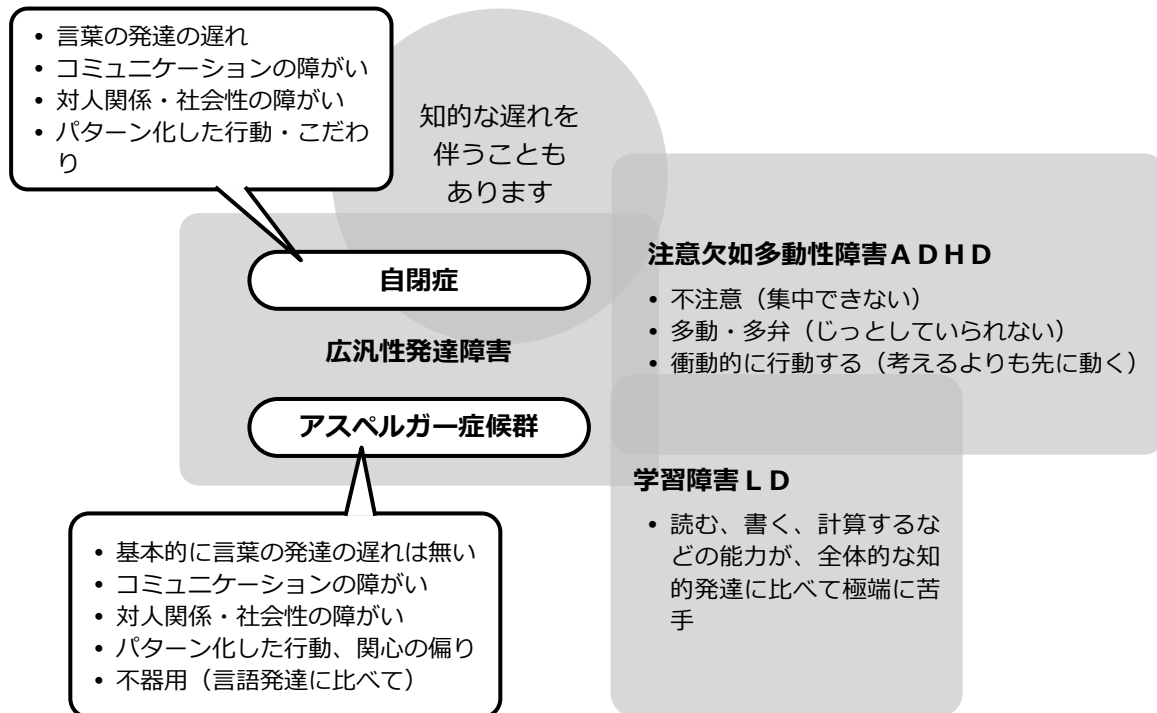
発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で

-
- ★1 幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。症状に伴って、家庭生活や社会生活を営む機能が障がいを受け、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい、という特徴を併せ持った病気。
 - ★2 アルコール、麻薬、シンナー、たばこなどのこと。
 - ★3 社会的規範や他者の権利などを軽視する、人に対して不誠実、欺瞞に満ちた言動などにより、日常生活や社会生活に支障がある状態。反社会性パーソナリティとも呼ばれる。
 - ★4 躁状態とうつ状態を繰り返す病気。
 - ★5 「てんかん発作」を繰り返し起こす病気。「てんかん発作」は脳の一部の神経細胞が突然一時的に異常な電気活動（電気発射）を起こすことにより生じ、全身のけいれん、脱力、意識の消失などが起こる。
 - ★6 認知症とは「生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態」を言う。症状としては、記憶障害（新しい情報を学習したり、以前に学習した情報を思い出したりする能力の障がい）や失語、失行、失認、行動異常などがある。
 - ★7 「器質」とは、生体の器官を形作っている構造的・形態的性質のこと。「器質精神病」は、脳外傷や脳梗塞など直接脳に障害したことによる精神疾患を言う。
-

障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の対象として明確に規定されました。

発達障がいとは、自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く（図2-1）、年齢や環境により症状が異なるため、診断が難しいと言われており、発達障がいをもつ人の数の把握は難しいのが現状です。

図2-1 発達障がいを構成する障がいの関係性（イメージ）



第2節 アンケート調査の結果

本計画策定に向け、八雲町では、平成28年度に障がい者に対するアンケート調査を実施しています。調査結果の詳細については、報告書としてまとめ、公表しておりますので、ここでは結果の概要のみ記載します。

1. 調査対象

調査の対象は、平成28年6月1日現在での障がい者手帳台帳登載者505人で、内訳は次のとおりです。

- 身体障害者手帳所持者のうち65才未満 225人
- 療育手帳所持者の全数 197人
- 精神障害者保健福祉手帳所持者 101人

※重複障がい者を含むため、合計が505名になりません。

2. 調査の方法と期間

調査方法は、調査票への記入方式で、配布および回収はいずれも郵送によりおこなっています。また、調査票の発送は、平成28年7月11日で、提出期限を平成28年7月29日としています。

3. 調査項目

設問数は21問、調査票のページ数は6ページであり、内訳は次のとおりです。

- 基本属性（7問）
回答者、回答者の地域、性別、年齢、住居形態、同居者、住所・氏名・電話
- 障がいの状況等（2問）
手帳の種類および等級、身体障がいの種類
- サービスの利用状況等（8問）
町内のサービスの認知、町内で利用したことのあるサービス、利用したいが利用していないサービス、サービスを利用していない理由、移動支援の利用目的、移動支援の利用頻度、町内に必要なサービス、直営相談支援事業所の認知
- 就労状況（3問）
現在の就労状況、仕事をしていない理由、世帯の主な収入
- 自由意見（1問）



4. 回収状況

回収数は、505人中277人。回収率は、54.9%です。

5. 調査結果

(1) 情報提供の工夫

障がい者に限らず、制度やサービスを利用する前には少なくとも「どのような制度か」という情報が必要になります。例えば、居宅介護の場合は「障がい者の家にはヘルパーが来て家事をしてくれるらしい」という大まかな情報だけあれば役場に問い合わせることで申請手続きを進めることができますが、そもそも「障がい者はヘルパーを頼める」という情報がなければ利用には結びつきません。また、本人に情報が無い場合は、本人から相談先（役場など）に日常生活上の困り事を訴えることでも制度利用に繋がります。

表2-2 八雲町の情報に関する取り組み

広報紙への掲載	企画振興課が発行する『広報やくも』に各種情報を掲載している。
広報紙の音声化	『広報やくも』や『議会だより』を音声化し、CDにして視覚障がい者などに配布している。
ホームページ開設	町のホームページに各種情報を掲載している。
小冊子の発行	障がい者が利用できる制度やサービスの概要を掲載した『障がい者のしおり』を障がい者手帳交付時に手渡している。

八雲町では表2-2に記載の方法で障がいに関する情報を発信していますが、集計から情報が行き届いていないという結果となったことから、情報提供の方法に工夫が必要です。

アンケート結果

- 「問9町内のサービスの認知」で、「知らない」と答えた方が119人（44.2%）だった。
- 「問12サービスを利用していない理由」で、「利用方法が分からない」と答えた方が23人（34.3%）だった。
- 「問16町直営相談支援事業所の認知」で、「知っている」と答えた方が54人（19.7%）だった。
- 「問20自由記述」に、サービスに関する情報提供や情報発信を望む内容が複数あった。

(2) 移動支援事業の充実

障がい者の外出を支援する制度は移動支援事業の他にもいくつか用意されています（表2-3）。このうち、居宅介護は通院を目的として利用することができますが、通院以外の目的では居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護のいずれのサービスも通年かつ長期に渡る外出には利用できないこととされています。

一方、移動支援事業は、地域生活支援事業の市町村事業であり、利用範囲等は市町村が地域性に応じて制度設計ができることとされています。そのため、障害福祉サービスでは利用できない通院以外の通年かつ長期にわたる外出（通学、通所、通園、日常的買い物、通勤）を移動支援事業で実施してほしいという要望が障がい者団体から出されていますが、平成25年度に移動支援事業を実施した1,685市町村のうち、通勤を一定の要件のもと対象としている市町村が27.4%、通

表 2 - 3 障がい者の移動に係る支援施策

制度名	サービスの種類	対象者	利用範囲
地域生活支援事業	移動支援	障がい者	・市町村が決める
障害福祉サービス	居宅介護	障害支援区分 1 以上の障がい者	・通院 ・官公署での公的手続き
	重度訪問介護	障害支援区分 4 以上の重度の障がい者	・通勤などの経済活動に係る外出は不可
	同行援護	重度の視覚障がい者	・通年かつ長期に渡る外出は不可
	行動援護	重度の知的・精神障がい者	・社会通念上不適切な外出は不可

障害支援区分：障害福祉サービスを利用するにあたって市町村の障害認定審査会が認定するもので、必要な支援の量・度合いを区分 1 から区分 6 までの 6 段階で表し、区分 1 が最も支援が少なく、区分 6 が最も支援が多い。

学を一定の要件のもと対象としている市町村が 58.9%あり、要件の例として保護者の疾病や、通学ルートを覚えるための訓練があると厚生労働省が報告しています*¹。

八雲町においては、「移動支援事業を使いたい」という具体的な要望ではないものの、「通学や通所手段が無いが何か方法はないか？」という内容で主に障がい児の親から相談されます。今回のアンケート結果も下記のとおりニーズがあることから、移動支援の充実が課題の 1 つと位置付けられます。

アンケート結果

- ・「問11利用したいがしていないサービス」で、「移動支援」との答えた方が 24 人（9.4%）だった。
- ・「問13移動支援の利用目的」で、「日常的な買い物」と答えた方が 11 人（45.8%）だった。
- ・「問20自由記述」に移動の不便さに関する記載が複数あった。

(3) 町内におけるサービスの種類の充実

障害者基本法第 3 条第 1 項第 2 号に規定されているとおり、「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」ことが障がい福祉行政の理念の 1 つであり、この理念をもとに厚生労働省は、施設からグループホームへ、グループホームから自宅への移行を推進しています。しかし、この理念を現実のものにするためには、地域で生活する障がい者を支援するための障害福祉サービスの充実が欠かせません。

八雲町の障害福祉サービスは、長年、ヘルパーがサービスを提供する居宅介護・重度訪問介護・行動援護のみという状況でしたが、平成 24 年度以降、就労継続支援およびグループホームの事業

*¹ 平成 27 年 3 月 3 日開催、障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ会議資料 1 「障害者等の移動の支援について」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

所の開設が相次ぎ、現状は表2-4のとおりグループホームおよび就労継続支援は充実しています。しかし、アンケート結果からは、就労移行支援や短期入所を希望する回答が多くあり、また、18才未満では放課後デイに回答が集中していることから、グループホームや就労継続支援以外のサービスの充実が課題と言えます。

表2-4 町内の障害福祉サービス事業所の状況

サービスの種類	八雲地域	熊石地域
居宅介護 重度訪問介護	2か所	1か所
行動援護	1か所	なし
グループホーム	4か所 定員 25人	なし
就労継続支援	3か所 定員 60人	なし

アンケート結果

- ・「問15町内に必要なサービス」で、「就労移行支援」との回答が40人（15.9%）、「短期入所」との回答が25人（9.9%）だった。
- ・「問15町内に必要なサービス」を障がい児（18才未満）に限定して集計すると、「放課後デイ」と回答した方が8人（50.0%）だった。
- ・「問20自由記述」にサービスの要望についての記載が複数あった。

（4）就労支援の取り組みの推進

障がい者が地域で生活していくためには、障がいの特性や個々のニーズに応じた働く場が身近にあることが必要です。それは、生計を維持していくための収入を得るといった目的のほかに、仕事に就くことによって、社会に必要とされていると感じ、自信を持ち、生きがいを得ることに繋がります。また、障がいを持っていることによって物理的・精神的な理由から外出が減り、自宅や自室に引き籠ってしまうことがあります。これを防止することにも繋がります。

八雲町では、平成24年度から福祉的就労を含め就労支援に取り組んできました（表2-5）。平成24年度から平成26年度までは、講演会の開催等による全体的な取り組みでしたが、平成27年度からは個別支援型の取り組みを進めています。

アンケート結果からは、定職に就いている方が57人（21.0%）いることが分かりましたが、一方で、仕事に就

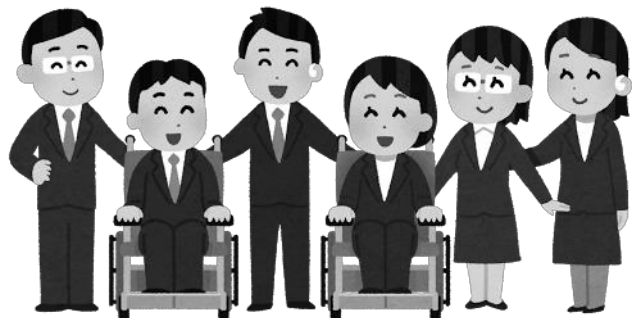
表2-5 八雲町の就労支援の取り組み

年度	取り組み内容
H24	障がい者就労支援懇談会を開催。障がい者雇用の企業を講師に招き、障がい者雇用の実際について発表した後、意見交換をおこなった。
H25	①障がい者就労支援懇談会を開催。シンポジウム開催後、5つのグループ（各8～9名）に分かれて、意見交換会を実施。 ②障がい者雇用制度研修会を開催。テーマは、「障がい者雇用の現状（各助成金等の案内）」、「就業・生活支援センターの役割と支援」。
H26	自治体に義務付けられた優先調達方針の策定を平成26年10月に策定した。調達目標100千円。
H27	道南しょうがい者就業・生活支援センター「すてっぷ」と連携し、就労Bの利用者2名（いずれも20代男性）を一般就労へとつないだ。

くことを希望しながら無職と答えた方が 30 人（22.6%）おり、就労支援を必要としている状況が伺えることから、課題の 1 つとして、取り組みを継続していく必要があります。具体的には、①障がい者を新たに雇用する職場が少ない、②町内の就労継続支援事業所は定員に余裕がある、③障がい者は工賃が安い福祉的就労よりも一般就労を希望している、という 3 者のミスマッチがあり、障がい者一人ひとりの障がい特性に合わせた就労支援が必要です。

アンケート結果

- 「問 17 就労状況」で「定職」が 57 人（21.0%）いた。
- 「問 17 就労状況」で「無職」が 134 人（49.3%）で、そのうち「問 18 仕事をしていない理由」で「見つからない」「合う職場がない」が 30 人（22.6%）だった。
- 「問 20 自由記述」に、就労に関する内容が複数あった。



第3節 第4期計画の総括

1. 相談支援体制のさらなる充実

相談支援は、障がいをもつ方が地域で生活を送り、就労を継続していくうえで大変重要な支援であり、必要な情報を提供し、各種支援策やサービスを受けるための入り口にあたります。第4期計画では、「八雲町障害者指定特定相談支援事業所を中心に体制の充実を図ります」としてまいりました。

八雲町では、第4期計画策定後、相談支援事業所の開設が進み、充実が図られたところです。

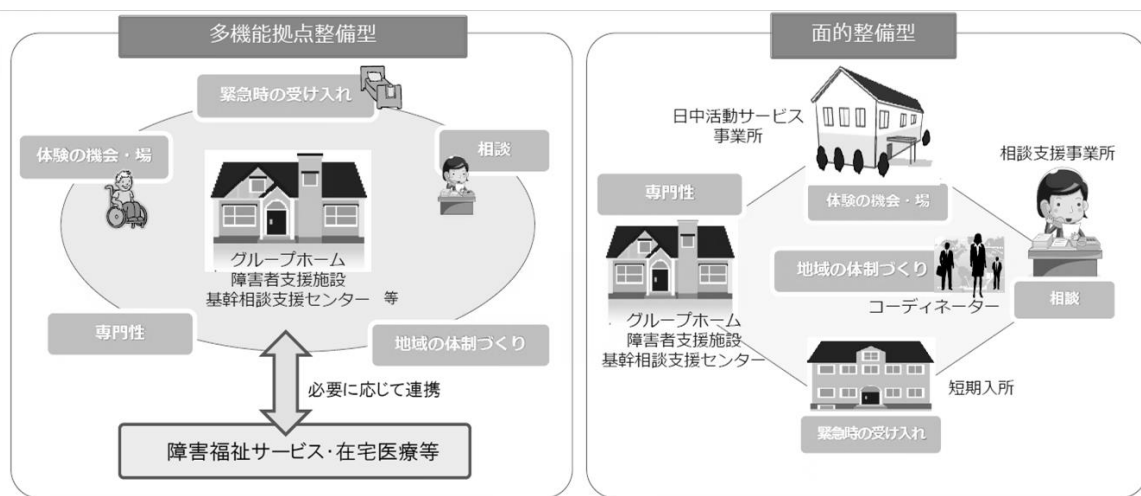
表2-6 町内の相談支援事業所

開設日	事業所名	開設者	者/児
H26.4.1	八雲町障害者指定特定相談支援事業所	八雲町	者および児
H26.7.1	独立行政法人国立病院機構八雲病院相談支援事業所	独立行政法人国立病院機構八雲病院	者のみ
H29.3.15	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 のどか	NPO法人エンジョイライフ	者および児
H29.8.1	特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所 えがお	特定非営利活動法人やくも元気村	者および児

2. 地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備

「地域生活支援拠点」とは、①相談支援機能、②体験の機会の提供、③緊急時の受入れ、④専門的人材確保、⑤地域の体制づくり、という5つの機能を併せ持つ拠点のことで、重度化・高齢化した在宅障がい者や、親が亡くなってしまった在宅障がい者が、引き続き地域で生活していく

図2-2 地域生活支援拠点のイメージ ^{★1}



★1 平成28年12月12日開催「地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議」資料『行政説明資料～地域生活支援拠点等について～』厚生労働省

ためのサービス提供体制を整備しようとするものです。

国は、地域生活支援拠点を「平成 29 年度末までに各圏域^{★1}に 1 か所以上整備する」という方針を掲げていましたが、国の地域生活支援拠点の詳細に関する情報提供が遅れたこと、社会資源の乏しい地域では整備が難しいこと、拠点整備に対する財政支援策が乏しいことなどを背景として、全国的に整備が進んでいない状況にあります。

八雲町においても、第 4 期計画では「圏域で 1 つ整備することを目指します」としていましたが、圏域内の今金町において地域生活支援拠点が平成 30 年 4 月に整備される見込みとなっております。

3. 障がい児支援体制の充実

障がい児の支援は、18 歳以降の支援とは異なる部分が多々あります。例えば、保護者との関わりが大きいこと、就学時の対応、就学後の学校生活のこと、放課後の生活のこと、等いくつもあり、18 歳以上の障がい者に対する支援とは違った体制の充実が必要です。

第 4 期計画では「庁内連携の下に障がい児支援体制について充実・強化を図ります」としていました。

八雲町では、八雲町子ども発達支援センターが中心となり、保健師・保育園・幼稚園・学校・教育委員会・障がい福祉担当部署と随時連携を取りながら、個別支援をおこなってきました。また、教育委員会では、各幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校、養護学校、町教委、町関係機関の職員で構成する特別支援教育連携協議会を平成 23 年 5 月に設立し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に携わる支援者の連携強化と、特別支援教育の充実・発展を図る取り組みをおこなっています。

4. PDCAサイクルの導入

「PDCAサイクル」とは、計画策定（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）というサイクルを繰り返すことで、計画策定後の進行管理をおこなうことです。

障害福祉計画では、第 4 期計画から導入することとされたことから、八雲町地域自立支援協議会において評価をおこなっています。

表 2-7 PDCAサイクルの実施状況

事業年度	評価日	評価結果
平成 27 年度	平成 28 年 7 月 6 日	計画の変更は不要
平成 28 年度	平成 29 年 7 月 5 日	計画の変更は不要

★1 障害者総合支援法第 89 条第 2 項第 2 号により都道府県が定める区域。八雲町は、長万部町・今金町・せたな町を含めた 4 町で構成する北渡島檜山圏域に入っている。

5. 福祉施設入所者の地域生活への移行

都道府県および市町村が障害福祉計画を策定するにあたり、国は基本指針において具体的な数値目標の設定をしており、八雲町も第4期計画において国の基本指針に基づいた目標設定をしています。国は、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進するという方針を持っており、これを実現するための具体的な数値目標の設定をおこなっています。

表2-8 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標と結果

項目	数値	結果
施設入所者数 平成26年3月31日の施設入所者数	50人	
目標年度（平成29年度）の地域生活移行者数 平成26年3月31日の施設入所者のうち、平成29年度末において12%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえ設定。	1人	1人
目標年度（平成29年度）の減少数 平成29年度末の施設入所者数が、平成26年3月31日の施設入所者から4%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。	1人	3人

6. 福祉施設から一般就労への移行目標

前記5と同様に、国の基本指針に基づき、第4期計画において目標設定をしています。

表2-9 福祉施設から一般就労への移行に関する目標と結果

項目	数値	結果
平成24年度の一般就労移行者数 平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数。	3人	
目標年度（平成29年度）の年間一般就労移行者数 平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数。特別支援学校卒業者等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定。ただし、基本は平成24年度移行者数の2倍。	6人	0人
平成25年度の就労移行支援事業所利用者数 平成26年3月の就労移行支援事業所利用者数。	1人	
目標年度（平成29年度）の就労移行支援事業所利用者数 平成29年度末の就労移行支援事業所利用者数が、平成25年度利用者数から6割以上増加することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。	2人	7人

7. 就労支援体制の強化

障がいの有無に関わらず「働く」ということは、単に賃金を得るとのことのみならず、自己実現や働きがい、他者や社会に役立ち、必要とされていると感じることを通じて、生きがいを得ることに繋がります。

第4期計画では「障害者就業・生活支援センター★¹等と力を合わせ、就労支援体制の充実を図ります」としていました。

八雲町では、平成27年度から「道南しょうがい者就業・生活支援センター すてっぷ」との連携を開始し、企業・すてっぷ・就労継続支援事業所・町の連携により、2名が一般就労につながりました。

★1 就業や日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、各種支援をおこなうとともに、ハローワーク・企業・市町村・就労支援事業所などと連携・調整をおこなう。都道府県が指定する。

第3章 各種施策の推進方針

第1節 障がい者施策一般について

1. 相談支援の充実

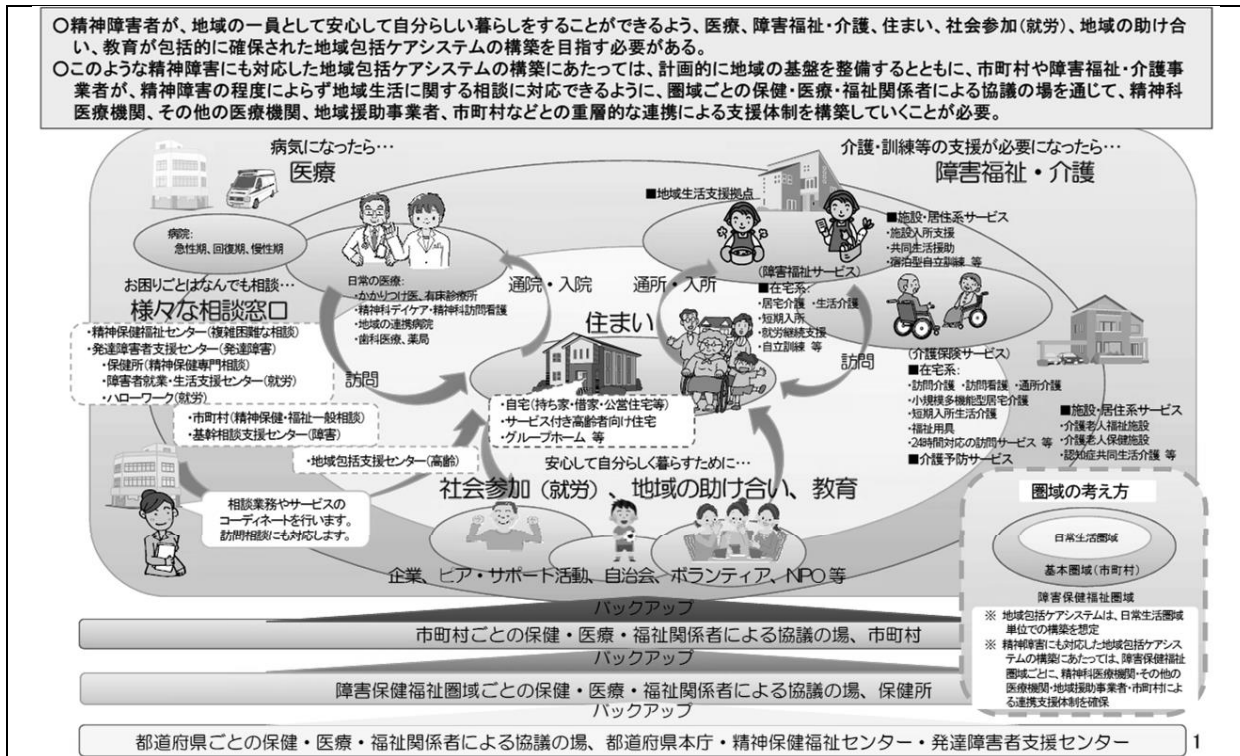
相談支援とは、障がい者の話を聴き、困り感や問題を整理したうえで、各種サービスや関係機関についての情報を提供し、必要に応じ、関係機関と情報の共有や調整を図る支援です。障がいをもつ方が地域で生活を送り、就労を継続していくうえで大変重要な支援であり、各種支援策やサービスを受けるための入り口にあたります。

前述（第2章第3節）のとおり、八雲町では第4期計画策定後、相談支援事業所の開設が進み充実が図られたところですが、さらなる充実に向けて取り組みを進めます。

2. 精神障がいにも対応した地域づくりのための協議の場の設置

国は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すとしています。その背景には、①精神科病院に長期入院患者が多いこと、②地域の受け入れ体制が整えば退院が促進されること、の2点が指摘されています。国はこれらの課題解決に向け、地域での関係する医療機関・事業者などの協議の場を設置し、受け入れ体制構築を進めるべく、基本指針において「平成 32

図3-1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（イメージ）



※平成 29 年 3 月 8 日開催「障害保健福祉関係主管課長会議」資料（厚生労働省）より転載

年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする」としています。

八雲町では、基本指針に沿って対応することとし、協議の場を設置します。

3. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国は、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進するという方針を持っており、これを実現するための具体的数値目標を、次のとおり設定します。

表3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標と結果

項 目	数 値
施設入所者数 平成 29 年 3 月 31 日の施設入所者数	47 人
目標年度（平成 32 年度）の地域生活移行者数 平成 29 年 3 月 31 日の施設入所者のうち、平成 32 年度末において 9%以上の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえ設定。	1 人
目標年度（平成 32 年度）の減少数 平成 32 年度末の施設入所者数が、平成 29 年 3 月 31 日の施設入所者から 2%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。	4 人

4. 福祉施設から一般就労への移行目標

前記 3 と同様に、国の基本指針に基づき目標を設定します。

表3-2 福祉施設から一般就労への移行に関する目標と結果

項 目	数 値
平成 28 年度の一般就労移行者数 平成 28 年度において就労移行支援を通じ、一般就労した者の数。	0 人
目標年度（平成 32 年度）の年間一般就労移行者数 平成 32 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数。特別支援学校卒業生等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定。ただし、基本は平成 28 年度移行者数の 1.5 倍。	1 人
平成 28 年度の就労移行支援事業所利用者数 平成 29 年 3 月の就労移行支援事業所利用者数。	2 人
目標年度（平成 32 年度）の就労移行支援事業所利用者数 平成 32 年度末の就労移行支援事業所利用者数が、平成 28 年度利用者数から 2 割以上増加することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。	3 人

5. 地域生活支援拠点等の整備

国は第4期計画において、1圏域につき1か所の地域生活支援拠点整備を方針化しましたが、前述（第2章第3節）のとおり全国的に整備が進んでいない状況にあります。これを受け、国は、第5期計画の方針として市町村または圏域で積極的な整備に努めることとしました。

八雲町は、国の基本指針に基づき、町として地域生活支援拠点の整備に努めます。

6. 就労支援の強化

障がい者に対する就労支援の必要性は、前述（第2章第2節）のとおりアンケート結果からも明らかです。引き続き、就労支援事業所や道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぷと連携し、障がい者本人の希望や能力に合わせ、福祉的就労や一般就労に向けた個別支援を進めていきます。

第2節 障がい児支援施策について

1. 児童発達支援センターの設置について

児童発達支援センターとは、障がい児に日常生活の基本動作の指導や、自活に必要な知識・技能の付与、集団生活への適応のための訓練をおこなうほか、地域の障がい児やその家族の相談対応、施設や事業所への援助・助言をおこなうなど、地域の中核的な療育施設という位置づけです。

基本指針では「平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域で設置）」とされており、八雲町では圏域での設置に向け、圏域内他町との協議を進めます。

表3-3 児童発達支援センターの基準（概要）

人員基準	嘱託医	1人以上
	児童指導および保育士	総数がおおむね障がい児の数を除して得た数以上 児童指導員：1人以上 保育士：1人以上
	栄養士	1人以上（定員40人以下の場合は置かないことができる）
	調理員	1人以上（全調理業務を委託する場合は置かないことができる）
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者（支障がない場合は他の職務との兼務可）
設備基準	指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> 定員は、おおむね10人 障がい児1人あたりの床面積は、2.47㎡以上
	遊戯室	障がい児1人あたりの床面積は、1.65㎡以上
	屋外遊技場、医務室、相談室、調理室、便所	

2. 保育所等訪問支援の充実について

保育所等訪問支援とは、保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員

表3-4 保育所等訪問支援の基準（概要）

人員基準	訪問支援員	訪問支援をおこなうために必要な数
	児童発達支援管理責任者	専従者1人以上
	管理者	専ら当該事業所の管理業務に従事する者
設備基準	専用の区画	<ul style="list-style-type: none"> 専用の事務室が望ましい 利用申し込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する

が保育所等を訪問し、サービスを利用する障がい児への支援、保育所等のスタッフへの支援・指導・便宜の提供をおこなうものです。訪問先の「保育所等」とは、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・特別支援学校などとなっています。また、訪問頻度は2週間に1回程度が目安とされており、訪問支援員は児童指導員・保育士・理学療法士・作業療法士とされています。

基本指針では「平成 32 年度末までに、全市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する」とされており、八雲町においても体制構築に努めます。

3. 主に重症心身障がい児を支援する通所事業所の確保について

基本指針では「平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域で確保）」とされています。

八雲町では、平成 29 年 3 月に児童発達支援と放課後等デイサービスをおこなう事業所が1か所開設されたばかりであり、重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保は極めて困難ですが、圏域内で1か所の確保を目指します。

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について

基本指針では「平成 30 年度末までに、各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける（単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域で設置）」とされています。

八雲町では、医療的ケア児の生活を支援するための協議の場として「すくすくサポート会議」を平成 28 年 12 月に設置し、関係機関の情報共有、支援策の協議をしてきました。医療的ケア児の成長やライフステージの移行時期などに合わせ、引き続き会議を開催していきます。

医療的ケア児とは・・・

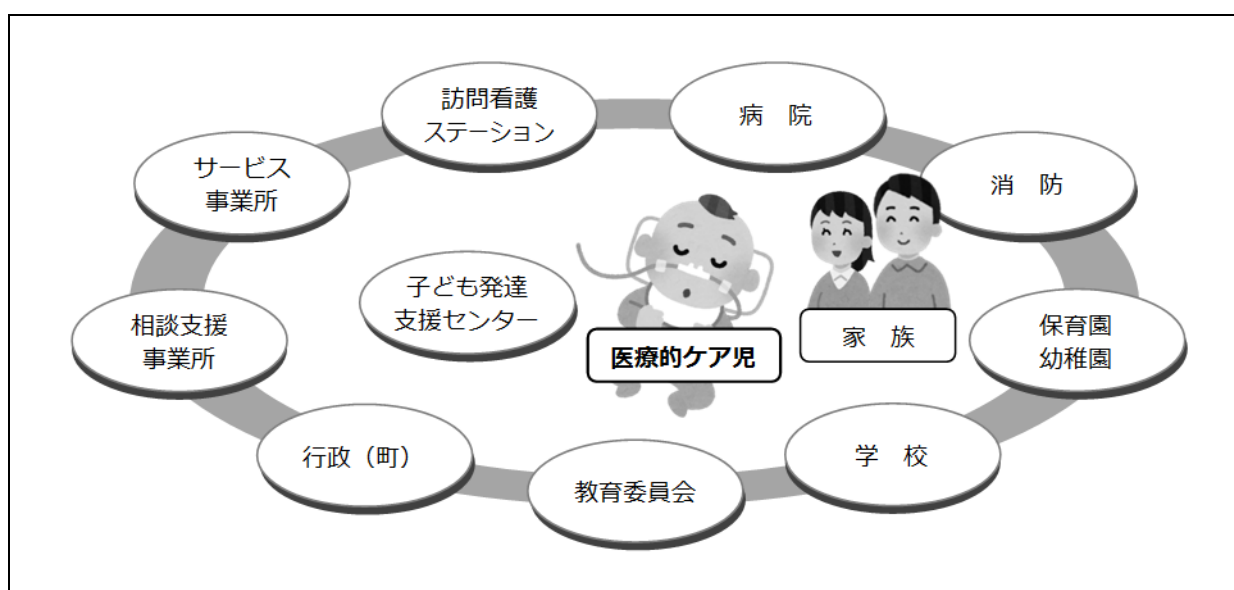
たん吸引、経管栄養、導尿などの医療行為を日常的に必要とする障がい児のこと。医療技術の進歩などを背景に、以前であれば助からなかった未熟児や先天的な疾病をもつ子どもが増加傾向にある中、保育園や学校などにおいて、医療行為が必要な子どもを受け入れるための環境整備が課題となっている。具体的には、医療行為を提供できる医師・看護師などを配置することが対策の中心となるが、早い段階からの検討・協議が必要で、配置がなされなければ家族が同伴し、医療行為をおこなうしかなくなる。厚生労働省の調査では、全国で、2005年に9,403人いた医療的ケア児が、2015年には17,078人となり、10年間で約1.8倍に増えている。

5. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について

前記4の「医療的ケア児支援のための協議の場」では、異分野・異職種の支援者が情報の共有及び支援策の協議をおこないますが、それぞれ分野が異なるため認識を共有することが難しい状況が起ります。これを解消するため、関係機関・支援者間の調整を担うコーディネーターを配置することが必要であり、基本指針では「連絡調整をおこなうコーディネーターの配置人数を計画に盛り込む」とされています。

前述の「すくすくサポート会議」では、コーディネーターを1人配置しており、今後も同数のコーディネーターを配置していきます。

図3-2 医療的ケア児支援のイメージ



6. 子ども発達支援センターによる個別支援

発達に心配や遅れのある子どもに対し、早い段階から療育をおこない、家族に対して情報提供や相談対応をすることが、子どもの健全な発達を促すうえで極めて重要です。

八雲町では、子ども発達支援センターを平成24年4月に設置し、保健師と連携して発達に心配や遅れのある子どもの早期発見に努めるとともに、保育園・幼稚園・小学校では提供できない個別療育に取り組んできました。また、センター職員が保育園・幼稚園・小学校を訪問し、集団の中での過ごし方などを確認し、園や学校との情報交換や支援方針の共有などの連携を図ってきました。さらに、

図3-3 八雲町子ども発達支援センター



就学・進学・学級担任の変更などによって支援内容が変わらないよう『育ちと学びの応援ファイル カラフル』の普及・活用を推進してきました。加えて、障がい児を抱える保護者に対して相談に応じ、必要な情報を提供するなど不安の軽減に取り組んでいます。

引き続き、八雲町における障がい児支援の中核的機関として、関係機関と連携していきます。

第4章 サービスの見込み量と確保方策

この章では、各サービスについて、平成27年度から平成29年度までの支給実績および基本指針をもとに、平成30年度から平成32年度までの見込み量と確保方策を定めます。

第1節 障害福祉サービス

第1項 日中活動系サービス

1. 療養介護

【主な対象者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、

①ALS^{★1}患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をおこなっており障害支援区分^{★2}が区分6の人、②筋ジストロフィー^{★3}患者又は重症心身障がいのある人で区分5以上の人

【実施内容】 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として日中、病院においておこなわれる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をおこないます。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【町内の事業所数】 1か所

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	8	8	8	7	7	7
	実績	8	7	7			

※各年度の計画・実績は3月の数値を掲載しています。ただし、平成29年度の実績欄については、平成29年9月の数値を掲載しています（以下、各項目同様）。

2. 生活介護

【主な対象者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等が必要な人で、①区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上、②50歳以上の場合は、区分2以上（施設入所は区分3以上）

- ★1 筋委縮性側索硬化症のこと。運動神経細胞が侵され、手・足・顔などが動かしにくくなったり、呼吸ができなくなったり、筋肉がやせ細っていく病気。
- ★2 障害福祉サービスを利用するにあたって市町村の障害認定審査会が認定するもので、必要な支援の量・度合を区分1から区分6までの6段階で表し、区分1が最も支援が少なく、区分6が最も支援が多い。
- ★3 筋ジストロフィーは、骨格筋の壊死・再生を主病変とする筋疾患の総称。筋委縮が生じ、筋力低下、運動機能障がいをもたらす。

【実施内容】地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助をおこないます。

【町内の事業所数】なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	53	53	53	55	55	55
	実績	57	53	55			
利用日数 (単位：人日/月)	計画	1,113	1,113	1,113	1,265	1,265	1,265
	実績	1,256	1,205	1,173			

3. 自立訓練（機能訓練）

【主な対象者】地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者

- ① 入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- ② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

【実施内容】地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援をおこないます。

【町内の事業所数】なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	1	2	3	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用日数 (単位：人日/月)	計画	21	42	63	0	0	0
	実績	0	0	0			

4. 自立訓練（生活訓練）

【主な対象者】地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

- ① 入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上

などの支援が必要な人

- ② 特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

【実施内容】地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援をおこないます。

【町内の事業所数】なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	2	3	4	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用日数 (単位：人日/月)	計画	42	63	84	23	23	23
	実績	23	23	21			

5. 宿泊型自立訓練

【主な対象者】自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

【実施内容】居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援をおこないます。

【町内の事業所数】なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用日数 (単位：人日/月)	計画	30	30	30	31	31	31
	実績	31	31	30			

6. 就労移行支援

【主な対象者】就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人

【実施内容】生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後にお

ける職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援をおこないます。

【町内の事業所数】なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	1	1	2	2	2	3
	実績	2	2	3			
利用日数 (単位：人日/月)	計画	21	21	42	46	46	69
	実績	45	46	32			

7. 就労継続支援A型

【主な対象者】企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）

- ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動をおこなったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③ 就労経験のある人で、現在雇用関係がない人

【実施内容】生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援をおこないます。

【町内の事業所数】なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	1	1	1	5	5	5
	実績	5	6	5			
利用日数 (単位：人日/月)	計画	21	21	21	115	115	115
	実績	115	138	104			

8. 就労継続支援B型

【主な対象者】就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人

- ① 就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人
- ② 就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された人
- ③ 上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者

【実施内容】生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援をおこないます。

【町内の事業所数】 3か所

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	53	58	63	81	84	87
	実績	74	76	78			
利用日数 (単位：人日/月)	計画	1,113	1,218	1,323	1,863	1,932	2,001
	実績	1,493	1,521	1,419			

9. 就労定着支援

【主な対象者】 就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。

【実施内容】 障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【町内の事業所数】 なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	平成30年度から始まる 新サービス			0	0	0
	実績						
利用日数 (単位：人日/月)	計画				0	0	0
	実績						

10. 短期入所

【主な対象者】 居宅で介護をおこなう人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人

【実施内容】 障がい者支援施設、児童福祉施設その他の施設で、短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護をおこないます。

【町内の事業所数】 なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
利用日数 (単位：人日/月)	計画	7	7	7	7	7	7
	実績	0	0	0			

第2項 居住系サービス

1. 共同生活援助（グループホーム）

【主な対象者】身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者。

【実施内容】地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をおこないます。

【町内の事業所数】 5か所

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	39	44	49	66	69	72
	実績	57	61	63			
町内における定員 (単位：人)	計画	20	20	20	32	32	32
	実績	25	25	32			

2. 施設入所支援

【主な対象者】

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）
- ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人

【実施内容】施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援をおこないます。

【町内の事業所数】 なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	49	48	46	45	44	43
	実績	48	47	47			

3. 自立生活援助

【主な対象者】 障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する方など。

【実施内容】 定期的に利用者の居宅を訪問し、①食事・洗濯・掃除などに課題はないか、②公共料金や家賃に滞納はないか、③体調に変化はないか、④通院しているか、⑤地域住民との関係は良好か、などについて確認をおこない、必要な助言や医療機関などとの連絡調整をおこないます。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問・電話・メールなどによる随時の対応もおこないます。

【町内の事業所数】 なし

		第4期計画			第5期計画					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32			
利用者数 (単位：人)	計画	平成30年度から始まる 新サービス			0	0	0			
	実績									
利用日数 (単位：人日/月)	計画							0	0	0
	実績									

第3項 訪問系サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

【主な対象者】区分1以上（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態）である人

【実施内容】居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助をおこないます。

【町内の事業所数】3か所

2. 重度訪問介護

【主な対象者】重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（区分4以上）

重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする人

【実施内容】居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的におこないます。

【町内の事業所数】3か所

3. 同行援護

【主な対象者】視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である人

【実施内容】外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的におこないます。

【町内の事業所数】なし

4. 行動援護

【主な対象者】知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（区分3以上）で、区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である人

【実施内容】障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助をおこないます。

【町内の事業所数】1か所

5. 重度障害者等包括支援

【主な対象者】 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人

- ① 四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、
 - ・ A L S 患者など、呼吸管理をおこなっている身体障がい者
 - ・ 最重度の知的障がい者
- ② 区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11 項目）等の合計点数が 8 点以上である人

【実施内容】 居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

【町内の事業所数】 なし

		第 4 期計画			第 5 期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	20	23	26	11	11	11
	実績	14	15	11			
利用時間数 (単位：時間/月)	計画	260	299	338	110	110	110
	実績	242.00	192.25	135.5			

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計。ただし、居宅介護のうち通院等乗降介助は 1 回を 1 時間として合算した。



第4項 相談支援

1. 計画相談支援

【主な対象者】障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がいのある人。

【実施内容】サービス利用支援は障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等がおこなわれた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等をおこないます。また、継続サービス利用支援（モニタリング）はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しをおこない、サービス等利用計画の変更等をおこないます。

【町内の事業所数】3か所

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
実利用者数 (単位：人)	計画	120	95	100	177	181	186
	実績	136	114	179			

第2節 地域生活支援事業

1. 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施状況	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施予定			

※各年度の計画・実績は年間の数値を掲載しています。ただし、平成29年度の実績欄は見込値を記載しています(以下、各項目同様)。

2. 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護をおこなう者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助をおこなうことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施箇所数 (単位：箇所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

3. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施状況または 利用者数(人/年)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

4. 町広報紙等音声化事業

町広報紙や町議会広報紙を読むことが困難な障がい者に、広報紙の内容を音声化したCDを郵送する事業です。平成28年度から地域生活支援事業の1つとして実施しています。

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
のべ利用件数※ (単位：件/年)	計画	-	-	-	96	96	96
	実績	-	75	80			

※各年度中に、町広報紙及び町議会広報紙のCDを送った総件数。

5. 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

(単位：件/年)

			第4期計画			第5期計画		
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用 件数	介護・訓練 支援用具	計画	15	15	15	3	3	3
		実績	0	0	2			
	自立生活 支援用具	計画	5	5	5	8	8	8
		実績	10	5	5			
	在宅療養等 支援用具	計画	5	5	5	1	1	1
		実績	4	0	3			
	情報・意思 疎通支援用具	計画	5	5	5	1	1	1
		実績	7	1	5			
	排泄管理 支援用具	計画	300	325	350	400	400	400
		実績	369	405	420			
	居宅生活動作 補助用具	計画	3	3	3	5	5	5
		実績	4	3	4			

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。八雲町では、手話通訳者の派遣をおこなっています。

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1			

7. 移動支援事業（個別移動支援）

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、ホームヘルパーが付き添い、車いすを押す、食事の介助、危険回避などの支援をおこないます。

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人/年)	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	0	0	0			
利用時間数 (単位：時間/年)	計画	52	52	52	150	150	150
	実績	0	0	0			

8. 移動支援事業（車両移動支援）

障がい者団体に福祉バスを貸し出し、団体の活動等を支援します。

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用回数 (単位：回/年)	計画	-	-	-	9	9	9
	実績	9	9	9			

9. 重度障がい児通学費助成事業

重度障がい児が適切に教育を受けられる環境を整えるため、通学のためのタクシー運賃を助成し、保護者の経済的負担と介護負担を軽減します。平成29年4月から始めた事業です。

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人/年)	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	-	-	1			

10. 地域活動支援センター

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援をおこないます。八雲町では、檜山南部4町（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町）と「南檜山あゆみ共同作業所」を共同設置しており、八雲町の地域活動支援センターとしています。

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施箇所数 (単位：箇所)	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用者数 (単位：人/月)	計画	20	20	20	1	1	1
	実績	19	1	1			

11. 自動車改造助成事業

身体に障がいのある人の社会参加を目的として、障がい者が所有し運転する自動車のハンドル、ウィンカーなどの改造に要する費用の一部を助成します（助成額の上限10万円）。

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人/年)	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	2	1	1			

第3節 児童福祉法関係

1. 児童発達支援

【主な対象者】療育の観点から、集団療育および個別療育をおこなう必要があると認められる未就学の障がい児。

【実施内容】日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援。

【町内の事業所数】1か所

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人/月)	計画	－	－	－	5	5	5
	実績	0	0	3			
利用日数 (単位：日/月)	計画	－	－	－	115	115	115
	実績	0	0	44			

※各年度の計画・実績は3月の数値を掲載しています。ただし、平成29年度の実績欄については、平成29年9月の数値を掲載しています（以下、各項目同様）。

2. 医療型児童発達支援

【主な対象者】上肢・下肢・体幹機能のいずれかに障がいのある児童。

【実施内容】医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通所し、日常生活における基本動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練および治療を提供します。

【町内の事業所数】なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人/月)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用日数 (単位：日/月)	計画	－	－	－	0	0	0
	実績	0	0	0			

3. 居宅訪問型児童発達支援

【主な対象者】重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。

【実施内容】障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与などの支援をおこなう。

【町内の事業所数】なし

		第4期計画			第5期計画					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32			
利用者数 (単位：人/月)	計画	平成30年度から始まる 新サービス			0	0	0			
	実績									
利用日数 (単位：日/月)	計画							0	0	0
	実績									

4. 放課後等デイサービス

【主な対象者】就学しており、放課後または休業日に支援が必要と認められた障がい児。

【実施内容】個別療育や集団療育をおこないます。

【町内の事業所数】1か所

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人/月)	計画	-	-	-	15	18	22
	実績	0	1	11			
利用日数 (単位：日/月)	計画	-	-	-	345	414	506
	実績	0	5	167			

5. 保育所等訪問支援

【主な対象者】保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がい児。

【実施内容】児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児に対する支援や、訪問先のスタッフに対する技術的指導をおこないます。

【町内の事業所数】なし

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人/月)	計画	-	-	-	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用日数 (単位：日/月)	計画	-	-	-	0	0	0
	実績	0	0	0			

6. 障害児相談支援

【主な対象者】 障害児通所支援を利用するすべての障がい児。

【実施内容】 障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を提供します。障害児支援利用援助は、障害児通所支援を利用する障がい児に「障害児支援利用計画案」の作成をおこないます。また、継続障害児支援利用援助は、障害児支援利用計画が適切かどうかの検証をおこない、必要に応じ、計画の変更などをおこないます（モニタリング）。

【町内の事業所数】 3か所

		第4期計画			第5期計画		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数 (単位：人)	計画	－	－	－	14	17	20
	実績	0	1	8			

第4節 見込量に対するサービス確保のための方策

障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援及び相談支援の見込量に対し、必要なサービス提供体制を確保するため、以下の方策を進めます。

1. サービス提供体制が不足するサービスや、新たに追加されたサービス（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援）については、障害福祉サービス事業者に対してサービスや報酬の内容、ニーズなどの情報を提供していきます。
2. 困り感を抱えた障がい者が、サービス利用に円滑につながるよう、各種サービスについての情報提供を進めるとともに、町の相談支援体制の充実に努めます。また、地域にある様々なインフォーマルサービスの把握に努めます。
3. ニーズを把握するため、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、学校、保育園、幼稚園、医療機関、障がい者団体との情報交換に努めます。
4. 地域生活支援事業については、必要な予算の確保に努めるとともに、理解促進研修・啓発事業や車両移動支援などの町直営による事業を引き続き実施していきます。

第5章 計画の推進について

この計画で策定した方針に基づき、各種施策を推進していく必要があります。そのためにはまず、この計画が周知されることが肝要です。周知方法は、町広報紙および町ホームページに掲載するとともに、関係機関に配布することとします。

また、P D C Aサイクルを実施するため、計画の進捗状況を1年に1度、八雲町地域自立支援協議会において報告するとともに、計画の修正について協議します。さらに、P D C Aサイクルの経過は、町ホームページに掲載し、周知に努めます。

加えて、チェック機能を果たす八雲町地域自立支援協議会が充実した議論の場、情報交換の場となるよう、開催時期や議題を町広報紙および町ホームページに掲載するとともに、各機関を代表する委員が協議会に参加しやすいよう、開催日時の早期決定、早期通知に努めます。

表5-1 平成29年度八雲町地域自立支援協議会構成機関

八雲町町内会等連絡協議会
八雲町民生委員協議会
八雲町身体障害者福祉協会
熊石身体障害者福祉協会
八雲町手をつなぐ育成会
函館公共職業安定所八雲出張所
北海道八雲養護学校
国立病院機構八雲病院
八雲総合病院
八雲町社会福祉協議会
ヘルパーステーション明かり（有）
社会福祉法人きずな会
特定非営利活動法人やくも元気村
N P O法人エンジョイライフ
（株）北海道親育ち研究所
八雲町子ども発達支援センター
渡島・檜山圏域障がい者総合相談支援センターめい [※]
道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぶ [※]

※オブザーバー参加